資料 2

Ⅱ　消費者教育・消費者啓発について

1　前回までの協議会における意見、提案等

(1) 若年者

○消費者庁のポータルサイトは良くできている。学校における消費者教育支援、地域おける消費者教育の支援など目的は同じで、行き着くところは、自主・自立について考えていただくためにはどうしたら良いかが主題である。

○県で作成している「くらしまる得情報」はとても良い資料だ。消費生活の根本になっているものは契約であり、こうした情報を子どものレベルで啓蒙できれば、若年者から自立した意識が持てるようになるので、子ども向けの冊子を作ると良い。

○小中学生に対し、学年毎に日常生活における契約に関する内容、消費行動におけるリスク・対応策について、授業や特別活動の一環で取り組んで欲しい。

○学童保育の現場では、物やお金の大切さなどを、映像などを交えて教育することが必要である。

○携帯電話の利用者に対して安全教室の講師を派遣している。小中高校からの要請に基づくものでは、生徒向け・保護者向け・教員向けがある。若年者には、利用に当たってのマナーやトラブルの対処法、トラブルに遭わないための防衛策などを説明しているが、資料のみの提供依頼にも応じている。

○成人になったばかりの若年者が、公共料金にひとつしても契約の意識が低く、滞納が多いといった実情がある。契約に関する基本的な部分を、教科書に載っていない隙間部分として扱って欲しい。

○文部科学省の新学習指導要領における消費者教育の実施を、小学校では平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から、高校では 25 年度から行うこととしている。一方、消費生活センターとしても若年者に契約の基本など初歩的な事項について広めるため、学校との関わりを持ちたいと思っているが難しい課題である。県では、大学のガイダンスの中で取り組んでいるといった説明もあったが、市でも同様の取り組みが必要と考えており、最近、市立高校の校内に啓発用パネルの展示ができるようになった。

(2) 高齢者、障がい者

○地元の住民自治協議会、婦人会、老人会の集まりで、出前講座を依頼し話を聞き、とても楽しい研修となった。地域で行い話し合うことに意義がある。

○啓発用の映像ソフト（ＤＶＤ）は良く出来ている。出前講座以外の利用も提案して欲しい。

○４、５年前に経済評論家といわれる方が数千万円の被害に遭っている。一呼吸おいて考えられる時間を与えることで被害防止につながることから、一人で悩まず気軽に相談できるよう、地域のコミュニティが密になれば良い。

○さまざまな啓発の冊子等があるが、被害に遭う人はこうした資料は見ておらず、見ている人は被害に遭っていない。バスの車体広告やラジオＣＭの方が効果的ではないか。また、可能であればニュースや新聞で発生した事件を大きく取り上げてもらうことも良い。

○高齢者については一定の啓発ができていると思うが、より周知を図るため、大勢の集まる市民病院に啓発パネルの掲出をお願いしている。

○介助者・介護者や民生児童委員、自立支援機関等の連携を図り、障がい者が接する機会の多い人、場所、時間等を考慮したきめの細かい情報提供が必要である。

(3) 自主的・組織的な教育・啓発

○消費者基本法の中に、「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう務めなければならない。」とあり、事あるごとに消費者教育の必要性が謳われている。

○回覧板を回すような小さな単位はどこの地域にもあるので、こうしたところから話し合ってお互いに注意喚起することも良い。

(4) その他

○消費者に対する情報の提供方法は、電子媒体に偏らずアナログ媒体であるべきである。特に高齢者、障がい者、幼児・児童へは、人的（相互の顔の見える）サービスが重要である。

○災害発生時における生活関連物資の流通のしくみ、購入先と購入方法に関する啓発・教育も必要である。

2　答申に向けた内容検討について

(1) 長野市の消費者教育・啓発の現状と課題（案）

①　若年者

②　高齢者

③　障がい者

④　市民による自主的・組織的な消費者啓発

⑤　その他

(2) 今後の方向性について（消費者教育の意義と役割）（案）

①　若年者

②　高齢者

③　障がい者

④　市民による自主的・組織的な消費者啓発

⑤　その他